

有田市公用自動車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年10月20日

有田市長 玉 木 久 登

有田市訓令第38号

有田市公用自動車管理規程の一部を改正する規程

有田市公用自動車管理規程（平成13年訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 責任者は、職員に公用車の運転を命ずるときは、当該職員が当該車両の運転に必要な運転免許を有し、かつ、有効期間内であり、免許条件に適合していることを確認しなければならない。

第4条に次の1項を加える。

- 4 運転者は、公用車の運転前後に酒気帯びの有無について、アルコール検知器を用い確認しなければならない。

第6条の見出し中「報告書」を「の確認」に改め、同条中「、毎月の運行状況を運行状況報告書（様式第2号）により翌月5日までに総務課長に提出し」を削る。

第7条第1項中「公用車使用申請書（様式第3号）」を「その旨」に、「提出し、その」を「申し出て、」に改め、同条第2項中「公用車使用申請書の提出の」を「、前項の申出が」に、「受理」を「承認」に改める。

第8条第1項中「様式第4号」を「様式第2号」に改める。
様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号（第 8 条関係）

市長	副市長	経営管理 部長	総務課長	係長	係	所属部長	所属課長	公用車 管理責任者

所属名	
事故発生年月日及び時間	
事故発生場所	
運転者職氏名	
乗車人員	
車番車名	
事故の概要及び顛末	
上記のとおり有田市公用自動車管理規程第 8 条の規定により報告します。 年 月 日 所 属 名 運転者職氏名	

様式第 3 号及び様式第 4 号を削る。

付 則

この規程は、令和 7 年10月20日から施行する。